

青字は基礎項目、黒字は加点項目

	評価項目	評価項目	評価の観点	配点
①	附属病院一般売店 (100点)	営業日及び営業時間	営業時間・営業日が本学の最低要求を満たしている。	5点
			職員の利便性向上のための提案（24時間営業や年中無休営業等）がされている。	15点
		取扱商品（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された必須商品（弁当、飲料等）が提案されており、販売禁止商品（酒類、たばこ等）が提案されていない。	5点
			業務説明書に記載された必須サービス（複写機、電子マネー決済等）が提案されている。	5点
			魅力的な商品・サービスが提案されている。（ワゴンサービス、病棟配送サービス、価格、災害時の対応等）	27点
		店舗運営	混雑緩和対策、多様な利用者への配慮、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃、廃棄物の処理方法等その他の提案	15点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい。	15点
		休業期間の対応	仮店舗の設置場所が本学指定のエリア内に提案されている。	4点
			改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	9点
②	学生売店（60点）	営業日及び営業時間	営業時間・営業日が本学の最低要求を満たしている。	3点
			学生や職員の利便性向上のため、営業時間が長いことが望ましい。	9点
		取扱商品（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された一般的なコンビニに置かれている商品が提案されており、有害図書等の販売してはならない商品が提案されていない。また、業務説明書に記載された必須サービス（複写機、電子マネー決済等）が提案されている。	3点
			魅力的な商品が提案されている。（品揃えや価格等）	15点
			魅力的なサービスが提案されている。（ATMの種類や複合機で行えるサービス、支払いの多様性等）	15点
		店舗運営	混雑緩和対策、多様な利用者への配慮、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃、廃棄物の処理方法等その他の提案	3点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい。	6点
		休業期間の対応	仮店舗の設置場所が本学指定のエリア内に提案されている。	3点
			改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	3点
③	医材等売店（80点）	営業日及び営業時間	営業時間・営業日が本学の最低要求を満たしている。	4点
			営業時間・営業日が本学の最低要求より長いものが望ましい。	9点
		取扱商品（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された必須商品（医療用品等）が提案されており、有害図書等の販売してはならない商品が提案されていない。	4点
			魅力的な商品・サービスが提案されている。（管理医療機器（クラスⅡ）以上の医療機器、電子マネー決済、価格等）	15点
			本学のオリジナルパンを販売できるもしくは本学とのコラボ商品等のオリジナルグッズを取り扱うことができることが望ましい。	15点
		店舗運営	混雑緩和対策、多様な利用者への配慮、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃等その他の提案	12点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい	12点
		休業期間の対応	改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	9点
④	一般食堂（80点）	営業日及び営業時間	営業時間が最低要求時間を満たしている。	5点
			営業時間が最低要求時間より長いものが望ましい。	9点
		取扱メニュー、サービス（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された酒類、たばこ等の販売してはならない商品が提案されていない。ランチメニューとして1種類以上1,300円（税込）以内のメニューが提案されている。	3点
			魅力的なメニュー・サービスが充実している。（多様なメニュー、病棟への配膳サービス、価格等）	15点
		店舗運営	混雑緩和対策、多様な利用者への配慮、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃、廃棄物の処理方法等その他の提案	15点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい。	6点
		注文方法等	注文、配膳及び支払の方法について、利用者の利便性や支払方法の多様性等について相対的に点数を付与する。	9点
		その他の提案	飲食スペースの適切な管理、職員食堂との間仕切りの防音化、テラスの有効活用等の提案があることが望ましい。	9点
		休業期間の対応	改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	9点

⑤	職員食堂（８０点）	営業日及び営業時間	営業時間が最低要求時間を満たしている。	５点
			営業時間が最低要求時間より長いものが望ましい。	９点
		取扱メニュー、サービス（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された病児病後児保育室の給食・補食等が提案されている。たばこ等の販売してはならない商品が提案されていない。ランチメニューとして１種類以上１,０００円（税込）以内のメニューが提案されている。	３点
			魅力的なメニューが充実している。（多様なメニュー、各部署への仕出し弁当等の配達、ケータリングの対応、価格等）	１５点
		店舗運営	混雑緩和対策、職員等へ配慮（白衣かけの用意等）、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃、廃棄物の処理方法等その他の提案	１５点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい。	６点
		注文方法等	注文、配膳及び支払の方法について、利用者の利便性や支払方法の多様性等について相対的に点数を付与する。	９点
		その他の提案	飲食スペースの適切な管理、一般食堂との間仕切りの防音化、テラスの有効活用などの提案があることが望ましい。	９点
		休業期間の対応	改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	９点
⑥	学生食堂（８０点）	営業日及び営業時間	営業時間が最低要求時間を満たしている。	２点
			営業時間が最低要求時間より長いものが望ましい。	３点
		取扱メニュー、サービス（価格の要素を含む）	業務説明書に記載された酒類、たばこ等の販売してはならない商品が提案されていない。ランチメニューとして１種類以上５００円（税込）以内のメニューが提案されている。	３点
			魅力的なメニューが充実している。（多様なメニュー、中食の販売、ベーカリー厨房の有効活用、価格等）	２７点
		店舗運営	混雑緩和対策、多様な利用者への配慮、従業員の研修の充実、店舗の動線、消費期限や衛生管理、清掃、廃棄物の処理方法等その他の提案	１５点
		ニーズへの対応	定期的にアンケートを実施するなど利用者のニーズを把握し対応することが望ましい。	９点
		注文方法等	注文、配膳及び支払の方法について、利用者の利便性や支払方法の多様性等について相対的に点数を付与する。	９点
		その他の提案	営業時間外のパーティ（教職員や学生の歓送迎会）対応、営業時間外における飲食スペースの有効活用案等	６点
		休業期間の対応	改修等による休業期間が短いこと、休業期間における代替策の提案がなされていることが望ましい。	６点
⑦	自動販売機（２０点）	稼働時間	自販機を設置する提案もしくは店舗における２４時間営業が提案されている。	１点
		取扱商品	業務説明書に記載された酒類、たばこ等の販売してはならない商品が提案されていない。	１点
			魅力的な食品が充実している。（おにぎり、弁当、紙パックジュース等商品の多様性、低廉な価格） なお、売店を２４時間営業にした場合には相応に評価する。	９点
		運営	商品の補充体制及び機械の管理体制、商品管理（賞味期限や衛生管理）その他の提案	９点
⑧	事業運営（２００点）	発注者への報告	毎月売上や食数等を報告すること、中間検査等へ協力すること。	５点
		事業の継続性	グループリーダーの経営状況が安定しているものを標準とし、グループリーダーにおいて当該受託業務における収益性が高いもの（直営）を「要求水準を大きく上回るもの」とする。	１２０点
		経営努力	職員食堂、学生食堂、一般食堂において事業継続するため、売り上げを確保するための工夫が提案されていることが望ましい。	４５点
		災害時の対応	災害等が発生した場合の対応について、相対的に点数を付与する。	３０点
⑨	ワーク・ライフ・バランス（５０点）	ワーク・ライフ・バランスへの対応	別紙『ワーク・ライフ・バランス推進評価表』の配点に基づき採点する。なお、グループ内で最も配点が高い事業者の点数とする。	５０点
⑩	販売手数料の応募提案割合（２５０点）		販売手数料の見込額が令和７年度の土地建物使用料、物品使用料の総額４５０万円を上回っている。	１０点
			昨年度の売上実績に提案割合を乗じて得た金額により評価を行う。	２４０点
計				１０００点

別紙『ワーク・ライフ・バランス推進評価表』

	認定等の区分 ※2		配点
ワーク・ライフ・ バランス等の推 進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチ ナえるぼし認定企業等)	プラチナえるぼし ※3	50点
		えるぼし3段階目 ※4	40点
		えるぼし2段階目 ※4	30点
		えるぼし1段階目 ※4	20点
		行動計画 ※5	10点
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチ ナくるみん認定企業)	プラチナくるみん ※6	50点
		くるみん(令和4年4月1日以 降の基準) ※7	30点
		くるみん(平成29年4月1日～令 和4年3月31日までの基準) ※8	30点
		トライくるみん ※9	30点
		くるみん(平成29年3月31日 までの基準) ※10	20点
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		40点

- ※1 外国法人について、上記の認定等の区分と同等と内閣府男女共同参画局長の認定を受けている場合は、要件を満たしているものとする。
- ※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
- ※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定
- ※4 女性活躍推進法第9条に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- ※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部

を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

- ※ 8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※10 の認定を除く。）
- ※ 9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定
- ※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定